

規制改革・民間開放推進会議
官業民営化等WG
ヒアリング資料

平成16年10月28日
国土交通省道路局

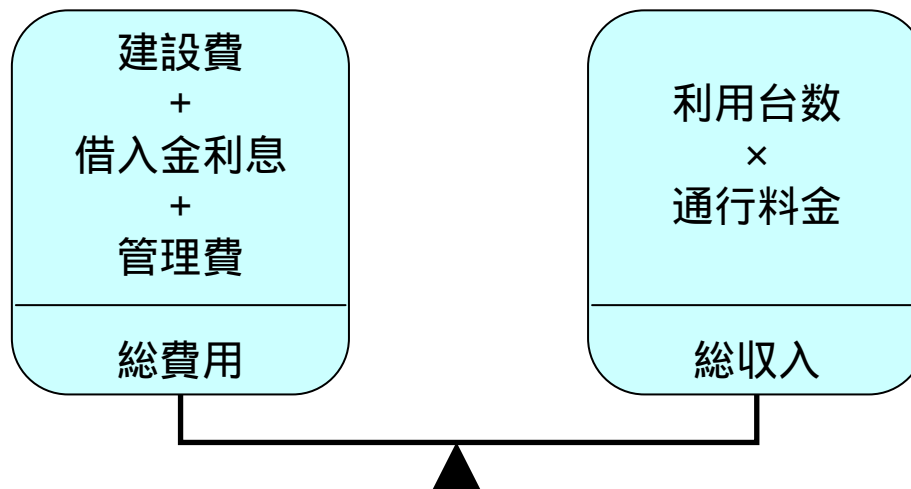
有料道路制度の目的と性格

- 道路は、本来無料で一般交通の用に供すべきものであり、国又は地方公共団体が整備・管理すべき典型的な公物
- 有料道路制度は、限られた財源の中で早期に道路整備を行う必要から、道路無料公開原則の例外として設けられた制度
- 道路建設等に係る費用を借り入れ、供用後に料金を徴収することによって当該借入金の償還に充て、償還完了後の道路資産は国等へ帰属
- 国民に対して安全かつ安定的に高速道路サービスが提供されるよう、災害時等の危機管理対応を含め、適切に管理

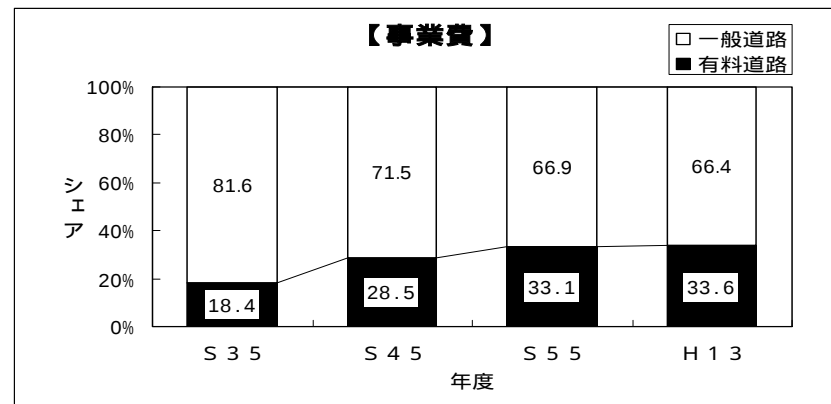
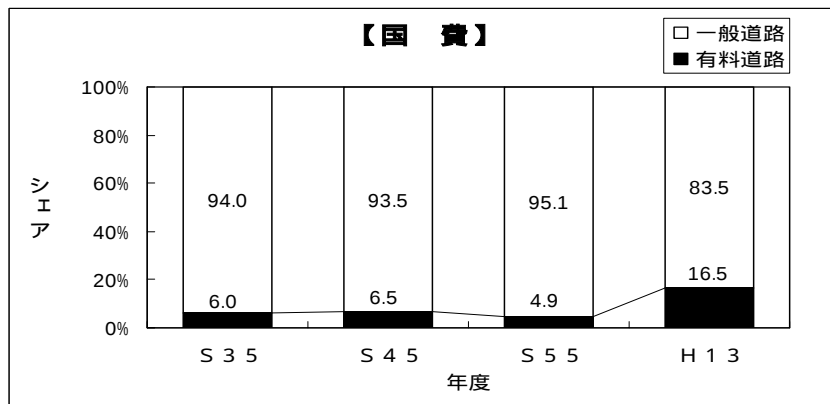
○ 道路整備特別措置法第1条

この法律は、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、修繕その他の管理を行う場合の特別の措置を定め、もつて道路の整備を促進し、交通の利便を増進することを目的とする。

有料道路制度は、早期に道路整備を図るため、建設費などの必要な経費を借入金を用いてまかない、完成後通行料金を徴収してその返済に充てる仕組み。



これまで我が国の幹線道路整備は、限られた財源のもとで、有料道路制度により促進。



有料道路の事業主体

		営業中の 延長	無料化 された延
日本道路公団	高速自動車国道	7,343km	
	一般有料道路(一般国道、都道府県道、指定市道)	921km	602km
首都高速道路公団 阪神高速道路公団	都市高速道路(都道府県道、指定市道)	671km	
指定都市高速道路公社			
本州四国連絡橋公団	一般有料道路(一般国道)	173km	
地方道路公社	一般有料道路(一般国道、都道府県道、市町村道)	1,098km	416km
地方公共団体	一般有料道路(都道府県道、市町村道)	3km	745km
	有料橋・有料渡船施設(都道府県道、市町村道)	0km	5km
合計		<u>10,198km</u>	<u>1,768km</u>

延長は、平成16年4月1日現在。

一部重複区間があるため合計があわないところがある。

有料道路事業の手続きの流れ

【高速自動車国道】

国土交通大臣の施行命令を受けて日本道路公団が事業を実施

【本州四国連絡道路】

国土交通大臣の基本計画指示を受けて本四公団が事業を実施

【首都高速道路、阪神高速道路及び指定都市高速道路公社】

国土交通大臣の基本計画指示を受けて各公団が事業を実施(指定都市高速道路公社は国土交通大臣の整備計画の許可を受けて各公社が事業を実施)

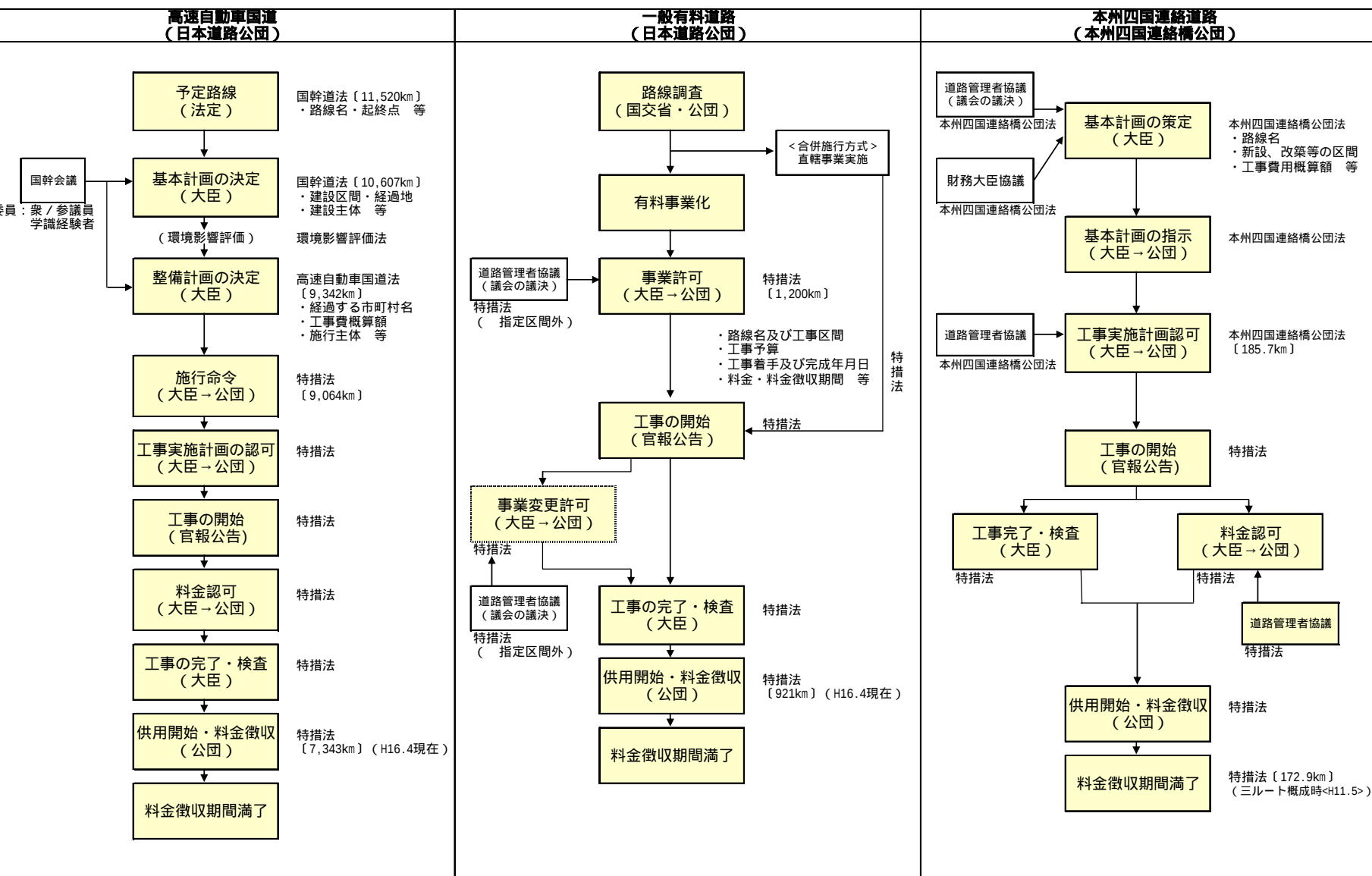
【一般有料道路】

各事業主体が国土交通大臣に事業の許可を申請し、当該許可を受けて事業を実施

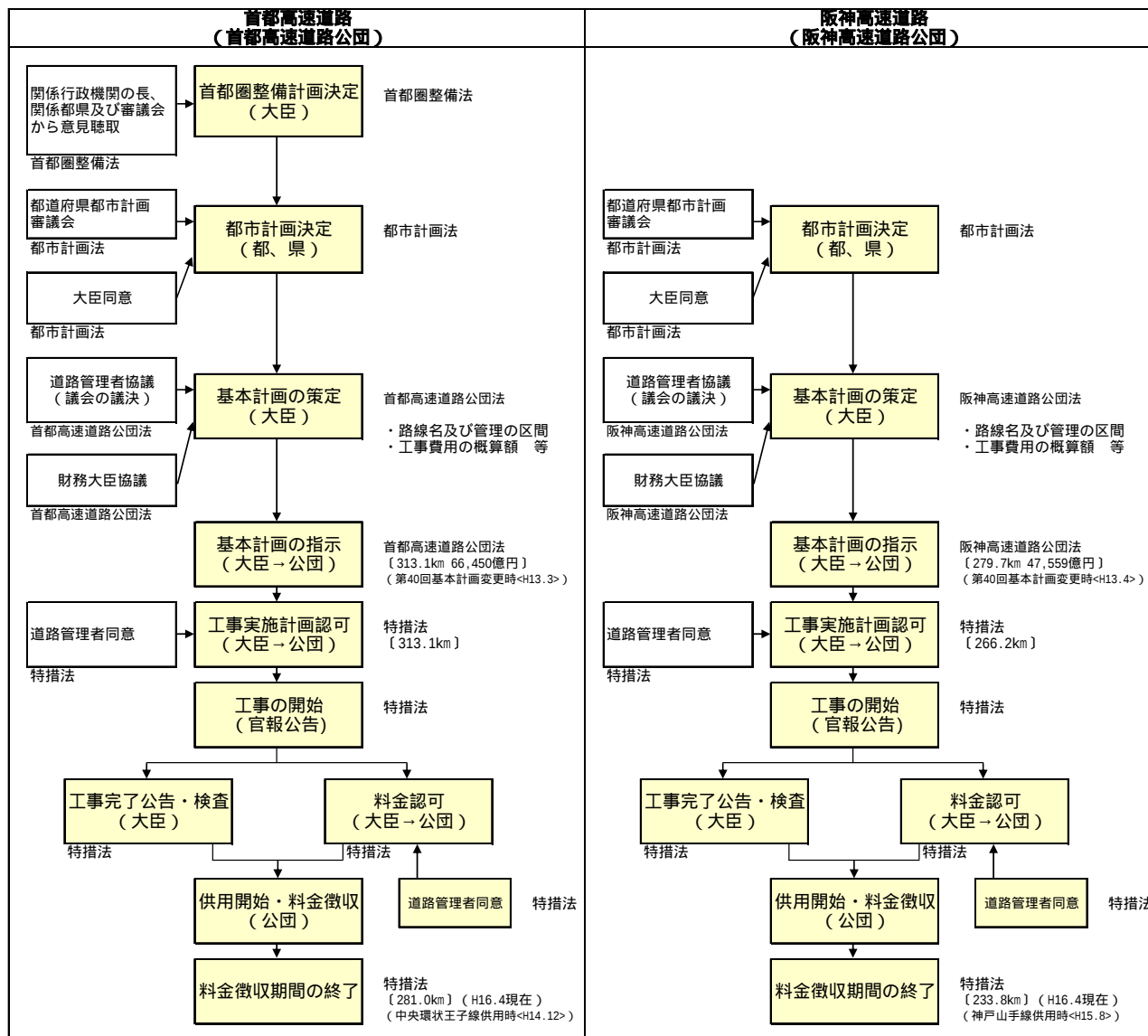
合併施行方式：

一の道路の整備を本来道路管理者が行う公共事業としての道路整備と、公団等が許可を受けて行う有料道路事業としての道路整備を併せる形で行い、最終的に当該道路を有料道路として整備する手法。料金収入による償還の対象となる建設費は、有料道路事業としての建設費のみとなり、料金水準の抑制に資するとともに、早期整備に資する。

有料道路の事業開始から検査・供用までの流れ(その1)



有料道路の事業開始から検査・供用までの流れ(その2)



注) 国幹道法：国土開発幹線自動車道建設法 国幹会議：国土開発幹線自動車道建設会議 特措法：道路整備特別措置法

有料道路の検査と対象道路

検査実施機関	事業主体	新設又は改築する道路の種類
国土交通大臣	日本道路公団	高速自動車国道
		一般国道、都道府県道（指定市の市道を含む）
	首都高速・阪神高速道路公団	都府県道（指定市の市道を含む）
	本州四国連絡橋公団	一般国道
	地方道路公社	一般国道、都道府県道（指定市の市道を含む）
	地方公共団体	都道府県道（指定市の市道を含む）

過去5年間における有料道路の検査実施件数

(件)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
国土交通大臣	68	76	77	84	68

平成13年1月6日から国土交通大臣の検査の一部は権限の委任により地方整備局長が実施

有料道路の検査について

- 道路整備特別措置法に基づき整備される有料道路は公物であり、料金徴収期間満了後は本来道路管理者である国等に管理が移管されることとなる。このため、検査は当該道路の安全性の確保の観点はもとより、当該道路が他の道路との接続や有機的な連携について十分な配慮がなされているかどうか、地元調整経緯を踏まえた環境対策がなされているかどうかなど、道路事業全体の視点に立った検査を実施している。したがって、事業の経緯や周辺の道路の状況などを熟知している有料道路事業の認可又は許可権者が直接検査することが適切であり、かつ、効率的である。
- なお、有料道路の検査は他の業務と兼任している職員が行っており、検査に専任する職員を有しているものではない。

検査関係法令(抜粋)その1

【道路整備特別措置法】

(有料の道路の工事の検査)

第十五条 公団等又は道路管理者は、 第二条の二の規定に基く高速自動車国道の新設若しくは改築に関する工事、第三条第一項の許可を受けた道路の新設若しくは改築に関する工事、第七条の二の規定に基く首都高速道路若しくは阪神高速道路の新設若しくは改築に関する工事、第七条の七の規定に基づく本州四国連絡道路の新設若しくは改築に関する工事、第七条の十二第一項の許可を受けた道路の新設若しくは改築に関する工事、第七条の十四第一項の許可を受けた指定都市高速道路の新設若しくは改築に関する工事又は第八条第一項の許可を受けた道路の新設若しくは改築に関する工事が完了した場合には、 国土交通省令で定めるところにより、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団若しくは都道府県若しくは指定市である道路管理者の行なう工事又は地方道路公社の行なう工事のうち一般国道、都道府県道若しくは指定市の市道（指定都市高速道路を除く。）若しくは指定都市高速道路に係るものについては国土交通大臣、 地方道路公社の行なう工事のうち指定市の市道以外の市町村道（指定都市高速道路を除く。）に係るもの又は市町村（指定市を除く。）である道路管理者の行なう工事については都道府県知事の検査を受けなければならない。

(2～3(略))

(有料の高速自動車国道の供用の開始)

第十五条の二 国土交通大臣は、 高速自動車国道について前条第1項の規定による検査をし、これを合格としたときは、遅滞なく、当該高速自動車国道の供用を開始しなければならない。

(有料の一般国道等の供用の開始)

第十六条 公団等は、 第15条第1項の規定による検査高速自動車国道又は指定区間内の一般国道に係るものを除く。)に合格したときは、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた道路管理者は、遅滞なく、当該道路の供用を開始しなければならない。

3 第8条第1項の許可を受けた道路管理者は、第15条第1項の規定による検査に合格した後でなければ、当該道路の供用を開始してはならない。

4 前条の規定は、指定区間内の一般国道について準用する。

検査関係法令(抜粋)その2

【改正後の道路整備特別措置法】

(道路の工事の検査)

第二十七条 会社等又は有料道路管理者は、この法律の規定による許可を受けた道路の新設又は改築に関する工事が完了した場合には、国土交通省令で定めるところにより、**国土交通大臣**(地方道路公社の行う工事のうち指定市の市道以外の市町村道(指定都市高速道路を除く。)に係るもの又は市町村(指定市を除く。)である 有料道路管理者の行う工事にあつては、都道府県知事)**の検査を受けなければならない。**

(2～6(略))

(高速自動車国道等の供用の開始)

第二十八条 国土交通大臣は、高速自動車国道又は指定区間内の一般国道について前条第一項の規定による検査をし、**これを合格としたときは、遅滞なく、当該高速自動車国道又は指定区間内の一般国道の供用を開始しなければならない。**

(指定区間外の一般国道等の供用の開始)

第二十九条 会社等は、第二十七条第一項の規定による**検査**(高速自動車国道又は指定区間内の一般国道に係るものを除く。)**に合格したときは、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。**

2 前項の**通知を受けた道路管理者は、遅滞なく、当該道路の供用を開始しなければならない。**

3 第十八条第一項の許可を受けた有料道路管理者は、**第二十七条第一項の規定による検査に合格した後でなければ、当該道路の供用を開始してはならない。**